

## 県内大学等魅力発信事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

県内大学等魅力発信事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「県内大学等魅力発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 企画提案内容	(50点)
(2) 実施体制	(30点)
(3) 類似事業の業務実績	(10点)
(4) 経費見積	(10点)
【加点基準】	
(5) 県が推進する施策への取組	(5点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 開催日時(予定)

令和8年6月17日(水) 14時～16時(予定)

審査会に参加申し込みをした事業者に対して、開催日時及び場所を別途通知します。

#### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者 20分以内とし、各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ② 参加者の審査委員会への入室は1参加者当たり2名までとします。
- ③ 順番及びプレゼンテーションの開始時間は別途お知らせします。
- ④ 使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 審査委員による採点の合計点数を審査員数で除した点数が60点に満たない場合には、適切な提案ではないと判断し、候補者又は次点者として選定しません。また、全者において適切な提案がない場合には、プロポーザルの手続きを中止することとします。